資料６

阿武隈川上流大規模氾濫時の減災対策協議会　規約（案）

（設置）

第１条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫時の減災対策協議会を設置する。

（名称）

第２条　前条の大規模氾濫時の減災対策協議会は、「阿武隈川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」）という。

（目的）

第３条　協議会は、平成２７年９月関東・東北豪雨等、近年の雨の局地化・集中化・激甚化を踏まえ、阿武隈川上流における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第４条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３　事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第５条　協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５　事務局は、第２項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第６条　協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

１．現状の水害リスクや取組状況の共有

２．円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事をまとめた「地域の取組方針」の作成

３．「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
４．その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（会議の公開）
第７条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
２ 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）
第８条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
２ 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）
第９条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
２　協議会及び幹事会の事務局は、福島河川国道事務所流域治水課に置く。

（雑則）
第１０条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）
第１１条　本規約は、平成２８年　４月２８日から施行する。
平成３０年　５月３０日 改定
令和　元年　７月２６日 改定
令和　３年　６月　１日 改定
令和　６年　１月２９日 改定
令和　８年　１月　　日 改定

別表１

阿武隈川上流大規模氾濫時の減災対策協議会　委員

（委員）　福島市長
郡山市長
須賀川市長
二本松市長
伊達市長
本宮市長
桑折町長
国見町長
大玉村長
鏡石町長
矢吹町長
玉川村長
福島県 土木部長
福島県 危機管理部長
気象庁 福島地方気象台長
国土交通省東北地方整備局 摺上川ダム管理所長
国土交通省東北地方整備局 三春ダム管理所長
国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所長

（事務局）　国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所 流域治水課

別表２

阿武隈川上流大規模氾濫時の減災対策幹事会　委員

（委員）　福島市　危機管理室次長、河川課長
郡山市 河川課長、防災危機管理課長
須賀川市　市民安全課長、道路河川課長
二本松市　生活環境課長
伊達市 防災危機管理課長
本宮市 防災対策課長
桑折町 生活環境課長
国見町 住民防災課長
大玉村 住民生活課長
鏡石町 総務課長
矢吹町 まちづくり推進課長
玉川村 総務課長
福島県 土木部河川計画課長
福島県 危機管理部災害対策課長
気象庁 福島地方気象台　防災管理官
国土交通省東北地方整備局 摺上川ダム管理所長
国土交通省東北地方整備局 三春ダム管理所長
国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所 副所長

（事務局）　国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所 流域治水課